

# 第1章 総則

## 1. 目的

公益社団法人日本薬剤師会（以下「日薬」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第6号に基づく「指定公共機関」である。

新型インフルエンザ等が発生したときは、指定公共機関は、特措法に定めるところにより、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有することとされており、また、指定公共機関は、特措法第9条の規定に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成が義務付けられている。

この計画は、特措法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、行うべき業務に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2. 基本方針

行動計画の基本方針を踏まえ、感染の拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するため、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体、指定公共機関及び都道府県薬剤師会等と相互に連携を図りながら、日薬における適切な業務の機能が維持できるようにする。

また、業務の執行体制を確保するため、役員及び職員の職場における感染防止を徹底する。

## 3. 被害の想定

行動計画に基づき、次のとおり想定する。

＜新型インフルエンザ患者数の推計＞

区分	全国	
	中等度	重度
医療機関受診患者数	約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数	約53万人	約200万人
死亡者数	約17万人	約64万人
1日当たりの最大入院患者数	約10万1千人	約39万9千人

＜職員の欠勤率＞

最大40%程度（ピーク時の約2週間）

## 4. 発生段階の分類と対応

本計画では、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月改正）における発生段階の分類に基づき具体的な対応等を定める。新型インフルエンザ等の発生時における日薬の対応については、政府等が発令する発生段階にあわせて本計画に沿ってその都度決定する。

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 第2章 実施体制

### 1. 危機管理体制

#### (1) 対策会議

新型インフルエンザ等対策を的確にかつ迅速に実施するため、日本薬剤師会新型インフルエンザ等対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置する。

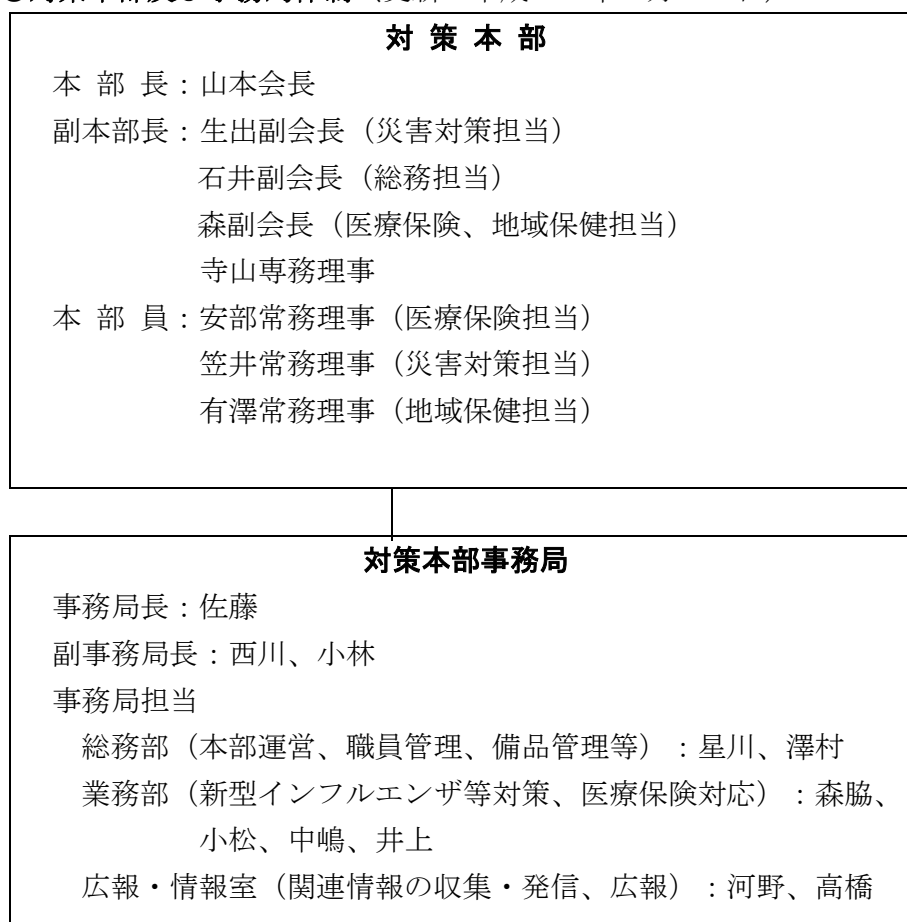
対策会議は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療提供体制、その他新型インフルエンザに関する対策を協議するとともに、国、公益社団法人日本医師会等関係指定公共機関及び都道府県薬剤師会と相互に連携し、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

#### (2) 対策本部

新型インフルエンザ等が発生した場合の対策の実施について迅速な意思決定が可能となるような体制を確立するため、会長は「新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）」を設置する。

- ① 新型インフルエンザ等対策本部は、本会における新型インフルエンザ等対策全般を統括し、本業務計画に基づく具体的な対策の実施及び解除について決定する。
- ② 対策本部の構成は、次の通りとし、本部長が必要とした場合には構成員を追加・変更することが出来る。また、対策本部の下に「対策本部事務局」を置く。
- ③ 対策本部の運営は柔軟に行う。

○対策本部及び事務局体制（更新 平成27年1月27日）



## 2. 情報収集及び情報共有

### (1) 発生前（未発生期）

国、公益社団法人日本医師会等関係指定公共機関及び都道府県薬剤師会との連絡を密にし、情報連絡経路を明確にしておく。

新型インフルエンザ等に関する情報を厚生労働省、国立感染症研究所等の政府機関から入手するとともに、公益社団法人日本医師会等関係指定公共機関及び都道府県薬剤師会と情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じてこの計画の見直しに役立つ。

<主な情報入手先>

内閣官房／新型インフルエンザ等対策	<a href="http://www.cas.go.jp/jp/influenza/">http://www.cas.go.jp/jp/influenza/</a>
外務省海外安全ホームページ	<a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a>
厚生労働省感染症・予防接種情報	<a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-kansenshou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-kansenshou/index.html</a>
国立感染症研究所感染症疫学センター	<a href="http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html">http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html</a>
公益社団法人日本医師会	<a href="http://www.med.or.jp/">http://www.med.or.jp/</a>

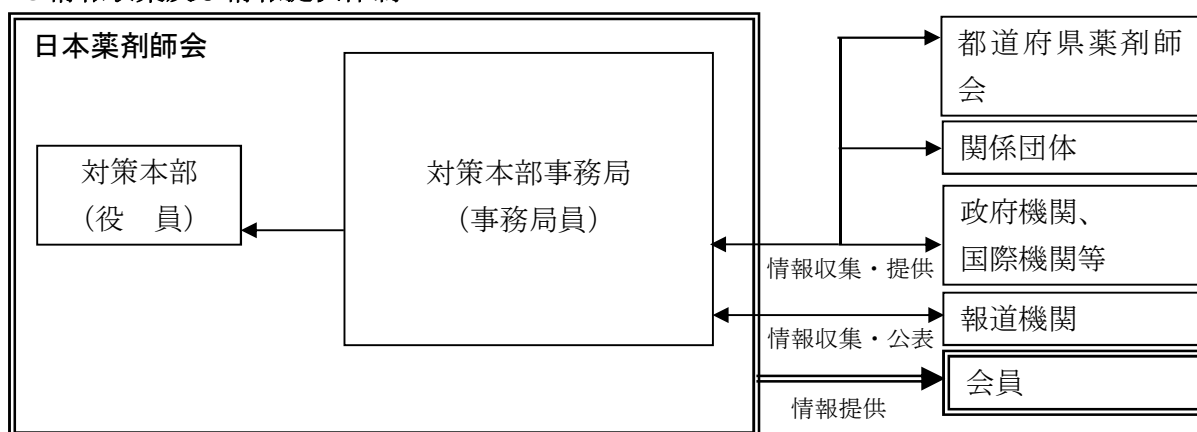
(2) 発生時（海外発生期以降）

- ア 国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、適切に情報交換を行う。
- イ 必要に応じて、医療機関等の運営状況、社会インフラ稼働状況、関係企業の運営状況等に関する情報を収集し、対策活動の実施に活かす。
- ウ 得られた情報は、必要に応じて、日薬の会員等に迅速かつ適切に周知する。

(3) 情報収集及び情報提供

広報・情報室及び業務部は、厚生労働省等の政府機関、世界保健機関（WHO）等の国際機関、外国政府機関等から新型インフルエンザ等に関する必要な情報の収集を行い、都道府県薬剤師会等への適切な情報提供を行う（別紙1参照）。また、必要に応じて報道機関に対する広報活動を実施する。

○情報収集及び情報提供体制



3. 業務継続の検討

新型インフルエンザ等の発生時において、感染の拡大を防止する観点から本会における業務の継続について、あらかじめ対策会議において検討を行い、感染の各段階別に継続する業務及び中止する業務、必要な人員数の配置等の業務体制について定めておく。そのため各部課・室は、下記の継続業務判断基準を参考にして感染の各段階別に継続する業務、中止・延期する業務の内容を整理し、事務局長へ報告する（別紙2参照）。

各部課・室においては、業務継続に必要な取引業者（サプライチェーン）と新型インフルエンザ等発生時の業務の継続について事前確認を行う。業務の継続についての最終的判断は、対策本部が行う。

なお、対策本部、対策本部事務局の構成員のみならず、本会の役員、職員の間での緊急時の連絡体制を整備しておく。

(1) 継続業務判断基準

発生段階	継続業務判断基準
海外発生期	・原則として通常業務を継続 ・国内発生早期以降への対応準備
国内発生早期	・総会、委員会、講習会、全国担当者会議、ブロック会議等各種会議の中止・延期 ・原則として、役員・職員以外の来会を禁止
国内感染期	・原則として、本会内での「中止・延期する業務」を停止（在宅勤務により対応可能な業務は継続）
小康期	・状況を勘案して業務を適宜回復

(2) 備品の整備と管理

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な物品・備品を確保する。物品・備品のリストは別途作成する

(3) 対応検討事項

新型インフルエンザ等への対応は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定して、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。そのため、担当部課・室においては関係各部課・室と連携し、発生段階別における対応が円滑に行われるよう必要な事項を検討し、準備を行っておく。

(総務部)

- ・新型インフルエンザ等発生に備えた職員の健康管理、研修、想定訓練の実施
- ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の感染実態把握及び感染対策に関する事項
- ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の動員、人員計画等に関する事項
- ・新型インフルエンザ等発生時における入館管理方法
- ・消毒薬の会内設置、会内消毒の実施に関する事項
- ・新型インフルエンザ等対策に係る物品・備品の備蓄、管理に関する事項
- ・対策本部の設置・運営に関する事項（本会内で対策本部の会議が開催できない場合の対応を含む）
- ・国、東京都、関係団体との連絡調整に関する事項
- ・会内で発症した者への救護に関する事項
- ・富士・国保連ビルとの連絡調整に関する事項
- ・本会の業務実施に必要な一連の取引業者（サプライチェーン）との新型インフルエンザ発生時の業務の継続についての確認方法
- ・在宅勤務に向けた環境整備
- ・国内感染期に出勤する役員・職員への補償に関する事項
- ・自宅勤務・待機、時差出勤制を採用した場合の役員・職員の給与等に関する事項

- ・新型インフルエンザ等発生時における担当役員不在の場合の決裁や経理処理の方法等
- ・新型インフルエンザ等発生に備えた職員の研修、想定訓練の実施
- ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の安否の確認方法等

(業務部)

- ・医療提供体制に関する情報（薬局・薬剤師が各地域での医療の提供を継続する上で必要な情報等）の収集、対策の検討、提供に関する事項
- ・会員・都道府県薬剤師会その他外部からの問い合わせへの対応に関する事項等

(広報・情報室)

- ・科学的情報（新型インフルエンザ等発生地域、特徴、病状、治療方法等に関する情報等）の収集、提供に関する事項
- ・会員・都道府県薬剤師会その他外部からの問い合わせへの対応に関する事項
- ・ホームページの管理等に関する事項
- ・都道府県薬剤師会事務局との連絡体制の構築
- ・報道機関への対応に関する事項等

#### 4. 関係機関との連携

(1) 連携が必要となる関係機関

<連携機関>

機関名	電話番号	F A X 番号
内閣官房新型インフルエンザ等対策室	03-3581-4569	03-3501-3973
厚生労働省健康局結核感染症課	03-3595-2257	03-3595-6215
公益社団法人日本医師会地域医療第三課	03-3942-8181	03-3946-2684
公益社団法人日本歯科医師会総務課	03-3262-9321	03-3262-9885

(2) 発生時における連携方法

- ア 都道府県薬剤師会等には、ファクシミリ、E-メール、携帯電話等、あらゆる通信手段を用いて常時情報交換を行い、十分な連携を図る。
- イ 必要に応じて、特定の都道府県薬剤師会及びその他関係機関と直接情報交換を行い、または政府対策本部による指示・要請により、必要な連携を図る。

### 第3章 発生段階ごとの対応

#### 1. 海外発生期

目的	1) 国内発生早期以降への対応準備
想定される事態・影響	1) 役員・職員の発生国及び発生地域への出張中止 2) 役員・職員の海外出張中止 3) 役員・職員の海外私的旅行の自粛・中止
行動の基準	1) 政府が「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、対策本部長（内閣総理大臣）より「海外発生期」として宣言 2) WHOがフェーズ4を宣言もしくはそれに相当する公表

## (1) 主な対策

1) 対策本部	①各部課・室に海外発生期の対応を指示 ②各部課・室からの情報を分析 ③政府、WHOが渡航自粛した国・地域等へ役員・職員の出張の自粛・中止を決定 ④不測の事態への対応策を検討し、決定
2) 総務部	①対策本部会議の開催を手配 ②対策本部の決定事項等を周知徹底 ③備品の整備確認、配布準備 ④本会の事業継続に必要な取引業者（サプライチェーン）と業務継続についての確認・準備 ⑤役員・職員へ感染予防措置（マスク、うがい、手洗い等）の啓発喚起 ⑥役員・職員へ可能な限り外出を自粛するよう通知（繁華街、映画館等の不特定多数の集まる場所への外出を自粛） ⑦役員・職員の在宅勤務体制、時差出勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入の検討 ⑧各部課・室における業務継続のために必要な人員数の確認と感染者以外の自宅待機となる職員の取り扱いを検討
3) 業務部	①医療提供体制に関する情報を収集し、対策本部へ随時報告 ②2－（3）に基づき得られた情報を基に、対策本部員とともに対策を検討し、必要な情報を都道府県薬剤師会等へ発信
4) 広報・情報室	①新型インフルエンザ等の発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報等を収集し、対策本部へ随時報告 ②2－（3）に基づき得られた情報を対策本部員とともに検討し、必要な情報を都道府県薬剤師会等へ発信 ③必要な情報については、対策本部の了解のもと、本会のホームページに掲載 ④国内発生時における都道府県薬剤師会事務局との連絡体制について検討 ⑤対策本部における対策のうち、必要な事項を報道機関に広報

## (2) 業務継続判断基準

- ① 原則として通常業務を継続
- ② 国内発生早期への対応準備



## 2. 国内発生早期

目的	1) 役員・職員等の感染防止 2) 役員・職員等への感染拡大の阻止
想定される事態・影響	1) 役員・職員の国内出張の自粛・中止 2) 本会の活動の縮小 3) マスク等の防護具、衛生用品の不足
行動の基準	1) 政府の対策本部長が「国内発生早期」を宣言

### (1) 主な対策

1) 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各部課・室に国内発生早期の対応を指示</li> <li>②各部課・室からの情報の分析</li> <li>③役員・職員の海外出張の中止を決定</li> <li>④役員・職員の国内出張の自粛、中止を決定</li> <li>⑤委員会、講習会等会議の延期、中止を決定</li> <li>⑥原則として、役員・職員以外の来会を禁止することを決定（但し、事務局長が特に認めた者はこの限りでない。）</li> <li>⑦本会事務所の閉鎖について検討</li> <li>⑧不測の事態への対応策を検討し、決定</li> </ul>
2) 総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①対策本部会議の開催を手配</li> <li>②対策本部の決定事項等を周知徹底</li> <li>③役員・職員へのマスクの配布</li> <li>④役員・職員以外来会禁止の決定に伴う受付体制等の準備と実施。（但し、来会が許可された場合は、7階の事務所外に設置した面会室において対応する。）</li> <li>⑤7階、8階の入り口扉の閉鎖</li> <li>⑥消毒薬の事務所内及びトイレ内設置</li> <li>⑦事務所内の消毒の徹底</li> <li>⑧ビル入り口に「来会による問い合わせ等への対応を控えている」旨の周知策を実施</li> <li>⑨役員・職員への感染予防措置の徹底（マスク装着、うがい・手洗いの強化等）</li> <li>⑩役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底</li> <li>⑪役員・職員の在宅勤務体制の導入を検討し、実施</li> <li>⑫役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入</li> <li>⑬役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告</li> <li>⑭役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実</li> </ul>

	<p>施</p> <p>⑮会内で発症した者への救護体制の確認と実施</p>
3) 業務部	<p>①医療提供体制に関する情報を収集し、対策本部へ随時報告</p> <p>②2-(3)に基づき得られた情報を基に対策本部員とともに対策を検討し、必要な情報を都道府県薬剤師会等へ発信</p>
4) 広報・情報室	<p>①新型インフルエンザ等の発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報等を収集し、対策本部へ随時報告</p> <p>②2-(3)に基づき得られた情報を対策本部員とともに検討し、必要な情報を都道府県薬剤師会等へ発信</p> <p>③必要な情報については、対策本部の了解のもと、本会ホームページに掲載</p> <p>④都道府県薬剤師会事務局との連絡体制を構築</p> <p>⑤対策本部における対策のうち、必要な事項を報道機関に広報</p>

## (2) 業務継続判断基準

- ① 総会、委員会、講習会、全国担当者会議、ブロック会議等各種会議の中止・延期
- ② 原則として、役員・職員以外の来会を禁止

## 3. 国内感染期

目的	<p>1) 被害の最小化</p> <p>2) 役員・職員等の感染阻止</p> <p>3) 対策本部関連業務など、重要業務に限って継続</p>
想定される事態・影響	<p>1) 原則として、会内における「中止・延期する業務」を停止 (在宅勤務により対応可能な業務は継続)</p> <p>2) 役員・職員、その家族が感染</p> <p>3) 社会活動の制限</p> <p>4) 食料等の生活関連物資の不足</p> <p>5) 治安の悪化、国民生活の混乱</p>
行動の基準	<p>1) 政府の対策本部長が「国内感染期」を宣言</p> <p>2) 役員・職員、その家族から感染者が発生</p>

## (1) 主な対策

1) 対策本部	<p>①各部課・室に国内感染期の対応を指示</p> <p>②各部課・室からの情報の分析</p> <p>③役員・職員の海外出張の中止を継続</p> <p>④役員・職員の国内出張の中止を継続</p> <p>⑤委員会、講習会等会議の延期、中止を継続</p>
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥役員・職員以外の来会を禁止することを決定</li> <li>⑦本会事務所の閉鎖について検討</li> <li>⑧不測の事態への対応策を検討し、決定</li> </ul>
2) 総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①対策本部会議の開催を手配</li> <li>②対策本部の決定事項等を周知徹底</li> <li>③備品の管理、出勤者への配布</li> <li>④役員・職員以外の来会禁止の決定に伴う受付体制等の実施</li> <li>⑤7階、8階の入り口扉の閉鎖</li> <li>⑥消毒薬の事務所内及びトイレ内設置</li> <li>⑦事務所内の消毒の徹底</li> <li>⑧ビル入り口に「来会による問い合わせ等への対応を控えている」旨の周知策を実施</li> <li>⑨汚染された廃棄物処理の徹底強化</li> <li>⑩役員・職員への感染予防措置の徹底強化</li> <li>⑪役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底</li> <li>⑫役員・職員の在宅勤務体制の導入</li> <li>⑬役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入</li> <li>⑭役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告</li> <li>⑮役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施</li> <li>⑯会内で発症した者への救護</li> <li>⑰各部課・室が定めた業務継続に必要な人員数を確保できない部課・室に対し、補助人員を確保し、割り当て</li> <li>⑱宿直制導入の検討と実施</li> </ul>
3) 業務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療提供体制に関する情報を収集し、対策本部へ随時報告</li> <li>②2-(3)に基づき得られた情報を対策本部員とともに対策を検討し、必要な情報を都道府県薬剤師会等へ発信</li> </ul>
4) 広報・情報室	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新型インフルエンザ等の発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報等を収集し、対策本部へ随時報告</li> <li>②2-(3)に基づき得られた情報を対策本部員とともに検討し、必要な情報を都道府県薬剤師会等へ発信</li> <li>③必要な情報については、対策本部の了解のもと、本会ホームページに掲載</li> <li>④都道府県薬剤師会事務局との連絡体制を構築</li> <li>⑤対策本部における対策のうち、必要な事項を報道機関に広報</li> </ul>

## (2) 業務継続判断基準

- ① 原則として、本会内での「中止・延期する業務」を停止（在宅勤務により対応可能な業務は継続）

## 4. 小康期

目的	1) 本会の通常業務の復旧・回復 2) 役員・職員等への感染防止 3) 対策の評価と見直し及び次の流行に備えた準備
想定される事態・影響	1) 役員・職員、その家族の感染者数が減少し、低い水準でとどまる 2) 社会活動の段階的な復旧
行動の基準	1) 政府の対策本部長が「小康期」を宣言

## (1) 主な対策

1) 対策本部	①各部課・室に小康期の対応を指示 ②各部課・室からの情報の分析 ③役員・職員の海外出張の中止の解除について検討し決定 ④役員・職員の国内出張の中止の解除について検討し決定 ⑤委員会、講習会等会議の延期、中止の解除について検討し決定 ⑥事務局長が特に認めた者を除き、役員・職員以外の来会を禁止することを決定するとともに、その解除についても検討し決定 ⑦業務の復旧について検討し決定 ⑧これまで実施してきた対策の評価・見直し ⑨不測の事態への対応策を検討し、決定
2) 総務部	①対策本部会議の開催を手配 ②対策本部の決定事項等を周知徹底 ③備品の管理、出勤者への配布 ④原則として、役員・職員以外の人への来会禁止の決定に伴う受付体制等の準備と実施 但し、来会が許可された場合は、7階の事務所外に設置した面会室において対応する。 ⑤7階、8階の入り口扉の閉鎖 ⑥消毒薬の事務所内及びトイレ内設置 ⑦事務所内の消毒の徹底 ⑧ビル入り口に「来会による問い合わせ等への対応を控えている」旨の周知策を実施（来会の解禁に伴い、周知策は中止）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨汚染された廃棄物処理の徹底</li> <li>⑩役員・職員への感染予防措置の徹底</li> <li>⑪役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底</li> <li>⑫役員・職員の在宅勤務体制の導入</li> <li>⑬役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入</li> <li>⑭役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告</li> <li>⑮役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施</li> <li>⑯会内で発症した者への救護</li> </ul>
3) 業務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療提供体制に関する情報を収集し、対策本部へ随時報告</li> <li>②2-(3)に基づき得られた情報を対策本部員とともに対策を検討し、必要な情報を都道府県薬剤師会等へ発信</li> </ul>
4) 広報・情報室	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新型インフルエンザ等の発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報等を収集し、対策本部へ随時報告</li> <li>②2-(3)に基づき得られた情報を対策本部員とともに検討し、必要な情報を都道府県薬剤師会等へ発信</li> <li>③必要な情報については、対策本部の了解のもと、本会ホームページに掲載</li> <li>④都道府県薬剤師会事務局との連絡体制を構築</li> <li>⑤対策本部における対策のうち、必要な事項を報道機関に広報</li> </ul>

## (2) 業務継続判断基準

- ① 状況を勘案して業務を適宜回復

## 5. 新型インフルエンザ等発生時における主な対策一覧

主な対策		海外 発生期	国内 発生 早期	国内 感染期	小康期
対 策 本 部	各部課・室への指示	○	○	○	○
	各種情報の分析	○	○	○	○
	役員・職員の海外出張中止	○	○	○	○*1
	役員・職員の国内出張中止		○	○	○*1
	委員会等会議の延期・中止		○	○	○*1
	部外者の来会禁止		○*2	○	○*2
	事務所の閉鎖の検討		○	○	
	業務の復旧についての検討				○
	実施した対策の評価・見直し				○
	不測の事態への対応	○	○	○	○
総 務 部	対策本部会議の手配	○	○	○	○
	決定事項の周知徹底	○	○	○	○
	物品・備品の整備・配布	○*3	○	○	○
	事業継続に必要な取引業者と業務継続について確認	○			
	役員・職員への感染予防措置の啓発・徹底	○	○	○	○
	役員・職員への不要不急な外出の自粛の通知・徹底	○*4	○	○	○
	役員・職員の在宅勤務体制の導入	○*5	○	○	○
	役員・職員の時差出勤、自動車・自転車等通勤体制の導入	○*5	○	○	○
	部外者の来会禁止への対応		○*2	○	○*2
	事務所入り口扉の閉鎖		○	○	○
	消毒薬の設置		○	○	○
	消毒の徹底		○	○	○
	来会対応を控えている旨の周知策		○	○	○*6
	役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告		○	○	○
	役員・職員、同居者が症状発現した場合の出勤停止		○	○	○
	会内で発症した者への救護		○	○	○
	汚染された廃棄物処理の徹底			○	○
	業務継続に必要な補助人員の確保と割り当て			○	
	宿直制導入の検討と実施			○	

業務部	医療提供体制に関する情報の収集、対策の検討及び提供	○	○	○	○
	会員・都道府県薬剤師会等からの問い合わせへの対応	○	○	○	○
広報室	新型インフルエンザ等発生地域、特徴、症状等の情報等の収集及び提供	○	○	○	○
	・ 会員・都道府県薬剤師会等からの問い合わせへの対応	○	○	○	○
	必要な情報のホームページへの掲載	○	○	○	○
	都道府県薬剤師会事務局との連絡体制の構築	○*5	○	○	○
	対策本部における対策の報道機関への広報	○	○	○	○

- \* 1 解除を検討
- \* 2 原則禁止
- \* 3 準備
- \* 4 自粛を通知
- \* 5 検討
- \* 6 解禁に伴い中止

## 第4章 その他

### 1. 教育・訓練

#### (1) 職員に対する教育の計画、実施

職員に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等について教育を行う。

また、日薬における新型インフルエンザ等対策（業務継続計画）については、全役員・職員に周知を図る。

#### (2) 訓練の計画、実施

必要に応じて、国等と連携した訓練を計画、実施する。

### 2. 計画の見直し

#### (1) この計画は、訓練等の実施結果や、新たな情報等を踏まえ、適宜見直すものとする。

<参考資料>

本計画の作成に当たっては、以下の資料を参考とした。

- ・日本医師会「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」（平成21年4月）
- ・日本薬剤師会「日本薬剤師会における新型インフルエンザ対策マニュアル」（平成21年5月）
- ・日本薬剤師会「（薬局向け作成例）新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（案）」（平成26年1月23日）
- ・日本看護協会「新型インフルエンザ等対策業務計画」（平成26年2月14日）
- ・静岡県薬剤師会「新型インフルエンザ等対策業務計画」（平成26年3月3日）



## 【別紙1】国際機関、政府機関及び関係医療団体等連絡先一覧

### 1 国際機関

団体名	連絡先	URL
WHO 本部	+41-22-791-2111	<a href="http://www.who.int/en/">http://www.who.int/en/</a>
WHO 西太平洋事務局	+63-2-528-8001	<a href="http://www.wpro.who.int/">http://www.wpro.who.int/</a>
WMA 事務局	+33-4-5040-7575	<a href="http://www.wma.net/e/">http://www.wma.net/e/</a>

### 2 政府機関

団体名	連絡先	URL
首相官邸	—	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html</a>
厚生労働省	03-5253-1111	<a href="http://www-bm.mhlw.go.jp/">http://www-bm.mhlw.go.jp/</a>
厚生労働省検疫所	03-5253-1111	<a href="http://www.forth.go.jp/">http://www.forth.go.jp/</a>
外務省	03-3580-3311	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/">http://www.mofa.go.jp/mofaj/</a>
農林水産省	03-3502-8111	<a href="http://www.maff.go.jp/">http://www.maff.go.jp/</a>

### 3 都道府県薬剤師会

団体名	連絡先	Fax	URL
北海道薬剤師会	011-811-0184	011-831-2412	<a href="http://www.doyaku.or.jp/">http://www.doyaku.or.jp/</a>
青森県薬剤師会	017-742-8821	017-743-4452	<a href="http://www.aoyaku.or.jp/">http://www.aoyaku.or.jp/</a>
岩手県薬剤師会	019-622-2467	019-653-2273	<a href="http://www.iwayaku.or.jp/">http://www.iwayaku.or.jp/</a>
宮城県薬剤師会	022-391-1180	022-391-6640	<a href="http://www.mypha.or.jp/">http://www.mypha.or.jp/</a>
秋田県薬剤師会	018-833-2334	018-835-2576	<a href="http://www.akiyaku.or.jp/">http://www.akiyaku.or.jp/</a>
山形県薬剤師会	023-622-3484	023-632-5196	<a href="http://www.y-yaku.or.jp/">http://www.y-yaku.or.jp/</a>
福島県薬剤師会	024-549-2198	024-549-2209	<a href="http://www.fukuyaku.org/">http://www.fukuyaku.org/</a>
茨城県薬剤師会	029-306-8934	029-306-8040	<a href="http://www.ipa.or.jp/">http://www.ipa.or.jp/</a>
栃木県薬剤師会	028-658-9877	028-658-9847	<a href="http://www.tochiyaku.com/">http://www.tochiyaku.com/</a>
群馬県薬剤師会	027-223-7736	027-223-5308	<a href="http://www.gunyak.or.jp/">http://www.gunyak.or.jp/</a>
埼玉県薬剤師会	048-827-0060	048-827-0063	<a href="http://www.saiyaku.or.jp/">http://www.saiyaku.or.jp/</a>
千葉県薬剤師会	043-242-3801	043-248-0646	<a href="http://www.c-yaku.or.jp/">http://www.c-yaku.or.jp/</a>
東京都薬剤師会	03-3294-0271	03-3294-7359	<a href="http://www.toyaku.or.jp/">http://www.toyaku.or.jp/</a>
神奈川県薬剤師会	045-761-3241	045-751-4460	<a href="http://www.kpa.or.jp/">http://www.kpa.or.jp/</a>
新潟県薬剤師会	025-281-7730	025-281-7735	<a href="http://www.niiyaku.or.jp/">http://www.niiyaku.or.jp/</a>
富山県薬剤師会	076-432-2577	076-442-3308	<a href="http://www.tomiyaku.or.jp/">http://www.tomiyaku.or.jp/</a>

石川県薬剤師会	076-231-6634	076-223-1520	<a href="http://www.ishikawakenyaku.com/">http://www.ishikawakenyaku.com/</a>
福井県薬剤師会	0776-26-1453	0776-27-4077	<a href="http://www.fukuyaku.or.jp/">http://www.fukuyaku.or.jp/</a>
山梨県薬剤師会	055-254-3400	055-254-3401	<a href="http://www.ypa.or.jp/">http://www.ypa.or.jp/</a>
長野県薬剤師会	0263-34-5511	0263-34-0075	<a href="http://www.naganokenyaku.or.jp/">http://www.naganokenyaku.or.jp/</a>
岐阜県薬剤師会	058-260-8800	058-240-0500	<a href="http://www.gifuyaku.or.jp/">http://www.gifuyaku.or.jp/</a>
静岡県薬剤師会	054-203-2023	054-203-2028	<a href="http://www.shizuyaku.or.jp/">http://www.shizuyaku.or.jp/</a>
愛知県薬剤師会	052-231-2261	052-231-2268	<a href="http://www.apha.jp/">http://www.apha.jp/</a>
三重県薬剤師会	059-228-5995	059-225-4728	<a href="http://www.mieyaku.or.jp/">http://www.mieyaku.or.jp/</a>
滋賀県薬剤師会	077-565-3535	077-563-9033	<a href="http://www.shigayaku.jp/">http://www.shigayaku.jp/</a>
京都府薬剤師会	075-551-0376	075-525-1650	<a href="http://www.kyotofuyaku.or.jp/">http://www.kyotofuyaku.or.jp/</a>
大阪府薬剤師会	06-6947-5481	06-6947-5480	<a href="http://www.osakafuyaku.or.jp/">http://www.osakafuyaku.or.jp/</a>
兵庫県薬剤師会	078-341-7585	078-341-7113	<a href="http://www.hps.or.jp/">http://www.hps.or.jp/</a>
奈良県薬剤師会	0744-22-8413	0744-22-2739	<a href="http://www.narayaku.or.jp/">http://www.narayaku.or.jp/</a>
和歌山県薬剤師会	073-422-4748	0734-28-1143	<a href="http://www.wpa.or.jp/">http://www.wpa.or.jp/</a>
鳥取県薬剤師会	0857-27-6161	0857-27-5084	<a href="http://toriyaku.jp/">http://toriyaku.jp/</a>
島根県薬剤師会	0852-25-0900	0852-26-5658	<a href="http://www.simayaku.or.jp/">http://www.simayaku.or.jp/</a>
岡山県薬剤師会	086-222-5424	086-225-2645	<a href="http://www.opa.or.jp/">http://www.opa.or.jp/</a>
広島県薬剤師会	082-246-4317	082-249-4589	<a href="http://www.hiroyaku.or.jp/">http://www.hiroyaku.or.jp/</a>
山口県薬剤師会	083-922-1716	083-924-7704	<a href="http://yama-yaku.or.jp/">http://yama-yaku.or.jp/</a>
徳島県薬剤師会	088-655-1100	088-655-6991	<a href="http://www.tokuyaku.or.jp/">http://www.tokuyaku.or.jp/</a>
香川県薬剤師会	087-831-3093	087-831-0070	<a href="http://www.kagayaku.jp/">http://www.kagayaku.jp/</a>
愛媛県薬剤師会	089-941-4165	089-921-5353	<a href="http://www.yakuehime.jp/">http://www.yakuehime.jp/</a>
高知県薬剤師会	088-873-6429	088-822-8734	<a href="http://www.kochi-kenyaku.or.jp/">http://www.kochi-kenyaku.or.jp/</a>
福岡県薬剤師会	092-271-3791	092-281-4104	<a href="http://www.fpa.or.jp/">http://www.fpa.or.jp/</a>
佐賀県薬剤師会	0952-23-8931	0952-23-8941	<a href="http://www.sagayaku.or.jp/">http://www.sagayaku.or.jp/</a>
長崎県薬剤師会	095-847-2600	095-848-6160	<a href="http://www.npa.or.jp/">http://www.npa.or.jp/</a>
熊本県薬剤師会	096-370-5800	096-370-5888	<a href="http://www.kumayaku.or.jp/">http://www.kumayaku.or.jp/</a>
大分県薬剤師会	097-544-4405	097-544-1051	<a href="http://oitakenyaku.or.jp/">http://oitakenyaku.or.jp/</a>
宮崎県薬剤師会	0985-26-7755	0985-25-8069	<a href="http://www.miyayaku.or.jp/">http://www.miyayaku.or.jp/</a>
鹿児島県薬剤師会	099-257-8288	099-254-6129	<a href="http://www.kayaku.jp/">http://www.kayaku.jp/</a>
沖縄県薬剤師会	098-963-8930	098-963-8932	<a href="http://www.okiyaku.or.jp/">http://www.okiyaku.or.jp/</a>

#### 4 その他関係機関

団体名	連絡先	URL
国立感染症研究所	03-5285-1111	<a href="http://www.nih.go.jp/niid/">http://www.nih.go.jp/niid/</a>
国立感染症研究所 感染症情報センター	03-5285-1111	<a href="http://idsc.nih.go.jp/index-j.html">http://idsc.nih.go.jp/index-j.html</a>

東京都福祉保健局	03-5320-4032	<a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/</a>
東京都感染症情報センター	03-3363-3231	<a href="http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/top.html">http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/top.html</a>
東京都健康安全研究センター	03-3363-3231	<a href="http://www.tokyo-eiken.go.jp/index-j.html">http://www.tokyo-eiken.go.jp/index-j.html</a>
新宿区役所	03-5272-5500	<a href="http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/">http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/</a>
新宿区保健所	03-3209-1111	<a href="http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/index_sub_b08_kenk.html">http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/index_sub_b08_kenk.html</a>
新宿区危機管理課	03-5273-4592	<a href="http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/bousai/index.html">http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/bousai/index.html</a>

【別紙2】 新型インフルエンザ等発生時における業務体制（報告用紙）

部課・室名：

策定日：

	発生段階	継続業務	中止・延期業務	業務継続に必要な最低員数
海外発生期	<継続業務判断基準>  ・原則として通常業務を継続 ・国内発生早期以降への対応準備	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(員数)
				(特記事項)
国内発生早期	<継続業務判断基準>  ・総会、委員会、講習会、全国担当者会議、ブロック会議等各種会議の中止・延期 ・原則として、役員・職員以外の来会を禁止	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(員数)
				(特記事項)
国内感染期	<継続業務判断基準>  ・原則として、本会内での「中止・延期する業務」を停止（在宅勤務により対応可能な業務は継続）	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(員数)
				(特記事項)
小康期	<継続業務判断基準>  ・状況を勘案して業務を適宜回復	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(員数)
				(特記事項)

※ 本取り決めにかかわらず、対策本部の決定を最優先するものとする。